

## 河内長野市立文化会館の指定管理者の指定について

河内長野市立文化会館の指定管理者について、下記のとおり河内長野市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での選定結果を受けて候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、令和3年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

### 1. 公の施設名称等

河内長野市立文化会館

### 2. 指定管理者

団体名 公益財団法人 河内長野市文化振興財団

住 所 河内長野市西代町12番46号

代表者 理事長 山本 明彦

### 3. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4. 選定の経過

#### (1) 公募の経過

○公告日 令和3年6月30日

○募集要項の配布 令和3年7月1～令和3年7月26日

○説明会の開催 令和3年7月30日

○申請書の受付 令和3年8月18日～令和3年8月27日

#### (2) 応募団体数

1者

#### (3) 選定委員会の経過

##### ①選定委員会委員

- ・東部昌也 市 副市長（委員長）
- ・大林巖 市 総務部長（副委員長）
- ・小川祥 市 生涯学習部長
- ・武田宗久 学識経験者（公認会計士）
- ・金谷重樹 学識経験者（大学教授）

- ・永榮久仁子 学識経験者（弁護士）
- ・中川幾郎
- ・中道厚子

#### ②選定委員会の開催日

令和3年10月11日

#### ③選定委員会審査結果

審査の結果、申請者である公益財団法人河内長野市文化振興財団は、指定管理者の予定者として適格であることを市長宛に答申いたしました。

#### ④選定委員会選定理由

河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に定める①その事業計画における公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画書の内容が当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであることについて審査を行い、総合的に評価した結果、これらの条件を満たしていると認められるため。

### 5. 総評

上記のとおり、選定委員会での審査の結果、公益財団法人河内長野市文化振興財団を候補者として決定し、令和3年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市立文化会館の指定管理者として指定いたしました。